

令和5年度 横浜市立入船小学校

第1回 学校運営協議会



- 1 日時 令和5年6月15日(木) 17:30~18:30
2 場所 入船小学校 図書館
3 内容 司会 副校長 田村 由美子

(1) はじめの言葉	副会長	上田久美子
(2) 学校長あいさつ	校長	中村 公俊
(3) 委嘱状授与		
(4) 自己紹介		
(5) 今年度の取組	教務主任	川村 祐一
(6) 児童指導部会	児童支援専任	木場 美輪
(7) 意見交換		
(8) 学校運営協議会会長より	会長	森合正二郎
(9) おわりの言葉	副会長	古関 美枝

※第2回 学校運営協議会の予定

12月23日(土) 入船小学校

学校運営協議会について

学校運営協議会とは

学校と地域が一体となって子どもを育てる
社会に開かれた教育課程の実現
カリキュラム・マネジメントの推進

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 平成29年4月1日改正
横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則
平成29年6月5日改正

学校運営協議会とは

- I 「学校運営の基本方針」の承認
- II 「連携・協働活動」を協議
- III 「学校関係者評価」の実施
- IV 「意見」を申し出る

学校運営協議会 委員とは

学校運営や教育活動へ参画する
教育の当事者として、責任感をもち、
積極的に子どもへの教育に携わる



非常勤特別職 地方公務員法第3条 地方公務員は一般職と特別職に分ける
地方公務員法第4条 特別職の地方公務員には適用しない

学校運営協議会 委員とは

- I 学校教育目標を理解
- II 地域と学校をつなぐ
- III 教育課程を理解
- IV “子どもを育てる”視点



学校運営協議会の委員

委員の 카테고리



地域住民

- ・地域に居住する方
- ・地域にある公共性の高い施設の代表

学識経験者

- ・外部有識者
- ・学校の課題解決のための専門家
- ・ブロック内の校長

保護者

- ・PTA会長
- ・おやじの会代表

学校長

学校運営協議会の様子

学校運営協議会のメリット

学校

- ・安心して学校経営にあたる
- ・地域住民や保護者が味方になる
- ・様々な意見に負けない応援団になる
- ・人、物、資源を集めることが可能
- ・継続的、組織的な支援が得られる
- ・教育委員会に意見を述べられる

地域

- ・子どもの育ちに積極的に関われる
- ・地域の団結や活性化を実現できる
- ・生きがいを見つけることが可能

学校教育目標	「ここに根づき、ここを愛し、ここを創る 入船の子」 〔知〕 基礎・基本を身に付け、問題解決に向けて、自ら学ぶ子ども 〔徳〕 自らを律し、人を思いやるやさしさをもった心豊かな子ども 〔体〕 基本的な生活習慣を身に付け、心身ともに健康な子ども 〔公〕 地域を愛し、地域の人と関わり地域とともに生きる子ども 〔開〕 多様性を認め共生する力をもち、新たな考えを創る子ども				
	学校概要	創立 95 周年	学校長 中村 公俊	副校長 田村 由美子	2 学期制 一般学級： 7 個別支援学級： 2
児童生徒数： 177 人		主な関係校： 寛政中学校 汐入小学校			

教育課程全体で 育成を目指す資質・能力	〇〇中 ブロック	小中一貫教育推進ブロックにおける 育成を目指す資質・能力を踏まえた 「9年間で育てる子ども像」と具体的取組
<規範意識> <基礎学力> <協働性>	寛政中学校 入船小学校 汐入小学校	基礎的・基本的な学力を身につけ、それを活用することができる子ども。基本的な生活習慣を身につけ、健康を維持できる子ども。マナーを守り、他者への思いやりをもち、他者とコミュニケーションをとりながら協働できる子ども。 ----- ・小中ブロック交流会の中の授業参観・研究協議会の内容を充実させる。 ・3校の教務主任や専任教諭の連携を密にし、課題解決に共同で取り組む。 ・小中交流日の活動内容を充実させるとともに、小学校行事等への中学生の協力を得て、小中の関わりを深める。 ・規範意識を育てるために、寛政中ブロックのスタンダードを見直す。

中期取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活全体のなかで、児童一人ひとりの自尊感情を高め、自己有用感を育成します。 ○学習意欲を高めて基礎的・基本的な学力を定着させ、それを活用する力をつけます。 ○運動することの快さや仲間と協力してスポーツをすることの楽しさを実践を通して体感させます。基本的な生活習慣・食習慣の確立を図ります。 ○小中、幼保小の連携や地域との「横」のつながりや、縦割りグループによる「縦」のつながりを生かした学校づくりを推進します。 ○家庭・地域・関係諸機関との連携・協力を深め、安全で安心な学校づくりを推進します。 ○教職員が、お互いを高め合いながらそれぞれの力を発揮し、協力し合って生き生きと働ける職場をつくります。
--------	---

重点取組分野	具体的取組
知 生きて はたらく 知	①重点研究を通して、児童が互いに学び合う授業づくりを目指す。②放課後の学習支援を必要とする児童に「学び場」、日本語支援を必要とする児童に「つるみーによ」を毎週火曜日に行う。また、「読み聞かせ」や「国語・算数スキルタイム」を水・木・金の朝15分間行い、学習の定着を図る。
徳 豊かな心	①道徳科の授業や縦割り活動や日々の生活の中で、一人ひとりの児童が人に認められたり感謝されたりする場面を作り、自尊感情を高め、自己有用感を育てる。 ②芸術鑑賞会を通して、音楽や芸術との出会い、情操を豊かにする。
体 健やかな体	①授業、体育的行事、「入船ギネスチャレンジ」などを通してスポーツの楽しさを味わい、意欲的に体力の増進に取り組む児童を育てる。 ②児童の基本的な生活習慣・食習慣の確立、感染症予防の意識向上を図るための指導を工夫するとともに、保護者への啓発活動も行う。
公 開 地域連携 学校運営協議会	①地域行事を通して、地域とのかかわりを深め、地域の教育力を学校教育に活用できるようにする。 ②学校だよりや学校HP、学校運営協議会や地域学校協働本部を活用して地域に学校の情報を積極的に発信し、学校の取組への理解を図るとともに学校行事や児童指導等への協力を働きかける。
いじめへの対応	①道徳教育を中心に全ての教育活動において、児童一人ひとりにいじめを許さない気持ちを育てる。 ②専任が中心となり、いじめや問題行動に対して組織的に対応できる体制を確立する。アンケートや情報交換などを通して、情報収集を行い、児童に寄り添い迅速に対応できるようにする。
人材育成・ 組織運営(働き方)	①学年ブロック制・一部教科分担制・部会制などの取り組みを通して、チームとしての組織的な動きが機能するよう努めていく。 ②5年次未満の教職員を中心にメンターチームを組織し、主幹教諭を講師に授業力や児童指導力の向上に向けて、研修を計画的に進めていく。
児童生徒指導	①アンケートや研修を通して、児童・保護者の実態やニーズを全職員で理解し、共有する。スタンダードも活用し、児童一人ひとりに全職員が同じスタンスで支援指導を行う。 ②外部専門機関との連携を図るなど幅広い対応を推進し、児童の成長を多面的に支援する。
特別支援教育	①全教育活動を通して、児童の人権感覚と実践力を育てる。 ②児童の特性やニーズに合った特別支援教育的な支援・指導のあり方について研究と実践に努める。個別支援級の環境整備に努め、ユニバーサルデザインの有意義な活用を実践していく。
安全管理	①災害の設定を変えた年間10回の対応訓練を行い、児童が自分の身を守る意識や行動力を高められるようにする。 ②防犯や情報機器の使い方について正しい知識や技能を身に付ける。3密を避けた環境の中、手洗いの習慣などを身に付けるようにし、感染症対策を行う。
担当	b10
担当	

れい わ ねん ど よこはましりつりふねしょうがっこう がっこうけいえい
令和 5 年度 横浜市立入船小学校 学校経営にあたって

がっこうきやういくもくひやう
学校教育目標

「ここに根づき、ここを愛し、ここを創る 入船の子」

- [知] ち き そ きほん み っ もんだいかいけつ む みずか まな こ
基礎・基本を身に付け、問題解決に向けて、自ら学ぶ子ども
- [徳] とく みずか りっ ひと おも こころゆた こ
自らを律し、人を思いやるやさしさをもった心豊かな子ども
- [体] たい きほんてき せいかつしゅうかん み っ しんしん けんこう こ
基本的な生活習慣を身に付け、心身ともに健康な子ども
- [公] こう ちいき あい ちいき ひと かか ちいき い こ
地域を愛し、地域の人と関わり地域とともに生きる子ども
- [開] かい たやうせい みと きやうせい ちから あら かんが つく こ
多様性を認め共生する力を持ち、新たな考えを創る子ども

こ 子どもの心と身体こころ からだの健康けんこうを維持いじするために、令和元年度設立した学校運営協議会れい わ がん ねん ど せつりつ がっこううんえいきやうぎかいの三つの取り組
み「基本的な生活習慣きほんてき せいかつしゅうかん、子どもの安全あんぜんの見守りみまもり、あいさつ運動うんどう」を継続していきます。

「基本的な生活習慣きほんてき せいかつしゅうかん」 → 子どもたちが心身ともに健康しんしん けんこうで落ち着いて学習がくしゅうに取り組むために
「早寝はやね、早起はやおき、朝ごはんあさ」や「手洗いてあらい、マスクけんおん、検温きほんてき」の基本的
な生活習慣せいかつしゅうかんを身に付ける。

「子どもの安全あんぜんの見守りみまもり」 → 子どもたちの登下校とうげこうや放課後ほうかごの安全あんぜんを学校・家庭・地域がっこう かい てい ちいきが協力して
見守りみまもり、命いのちを守る。

「あいさつ運動うんどう」 → 心こころが元気げんきになり、人と人をつなぐあいさつひと ひとの大切たいせつさを子どもたちに
伝え続ける。

ふえき りゅうこう
「不易と流行」

この数年間すうねんかんで、社会情勢しゃかいじやうせいは大きく変化おお へんかしています。新しい生活様式あたらし せいかつようしき、働き方改革等々はたらかたかいかくとうとう、でき
る範囲はんいでできる限りかぎのことは行おこなっていきます。正しい活動ただ かつどうは自信じしんをもって行おこない、そのなかで時代
の变化へんかに伴い、新しい意味あたらし いみや価値かちを見出し、新しい方法あたらし ほうほうを考え、実行かんが じっこうしていきます。

いりふねしょう こ せいちやう
「入船小の子どもたちを成長させるために」

☆ 教職員きやうしやくいん、地域ちいきが協力きやうりやくし合あって、それぞれの立場たちばに立たって行おこなう。

- ・ 授業づくりじゆぎやう
- ・ 健康づくりけんこう
- ・ 環境づくりかんきやう

☆ しっかり教おしえ、しっかり引ひき出だす

☆ あいさつ 返事へんじは、心こころを込こめて、元気げんきよく

☆ 一生懸命いっしやうけんめいは、かっこいい

⇒ ★ 閾値いきちとなるように

横浜市立入船小学校いじめ防止基本方針

令和5年 4月 1日策定

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

②いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

①委員会の構成員

「いじめ防止対策委員会」は、校長が招集し、構成員は次の者とする。学校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、教務主任、児童支援専任、特別支援コーディネーター、児童指導部、学年主任。いじめの疑いがある、あるいは認められる場合は、関係児童の担任、また、校長は必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

②委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上定期的に開催する。また、いじめの疑いがあつた段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

校長等の責任者は、学校としての組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

●早期発見・事案対応

- ・いじめの相談、通報窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収録と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、以下の取組を行う。

- ・教科領域の中で、豊かな心の育成のため、互いに自分の考えを言い合える、友達の考えを聞き合える、認め合えるよう、授業改善に努める。
- ・たてわり活動や委員会活動、クラブ活動、学級での清掃活動や係活動など学校生活全般を通じて、思いやりの心を育てるとともに、自己有用感を高められるようにする。
- ・人権教育、道徳教育を推進し、他者を思いやる気持ちを育成する。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を有効に活用し、子ども同士のつながりを強化する。

②いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって、いじめを積極的に認知するため、以下の取組を行う。

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）
- ・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・定期的な教育相談の実施
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ・保護者、地域、関係機関と連携

③いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導が必要という認識のもと、教職員は些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校として組織的な対応を行う。

- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導、支援
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携

④いじめの解消

いじめの解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめの行為が少なくとも3ヶ月（目安）止んでいること
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

⑤教職員への研修

児童の心理や行為・行動の背後にある子ども同士の間人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修、法の確実な運用を行うための研修を行う。

- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な活用の仕方
- ・事例検討研修
- ・YPアセスメントとその活用の仕方
- ・児童理解研修

⑥学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

⑦年間計画（令和5年度）

4月	年間計画作成と重点指導内容等の確認 申し送り事項の確認 児童の実態把握 入船スタンダードの確認 地域訪問
5月	児童の実態把握 YPアセスメント実施① 学校説明会での方針の発信 「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート・教育相談）
6月	児童の実態把握 サイバー教室 学校運営協議会
7月	児童の実態把握 個人面談 横浜子ども会議
8月	児童の実態把握 事例検討研修 横浜子ども会議
9月	児童の実態把握 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」活用研修
10月	児童の実態把握 児童理解研修
11月	児童の実態把握 いじめ解決一斉キャンペーン（無記名式アンケート教育相談）
12月	児童の実態把握 個人面談 人権週間での取組
1月	児童の実態把握 YPアセスメント実施②
2月	児童の実態把握 取組の振り返り
3月	児童の実態把握 新年度への引継ぎ
年間	いじめ防止対策委員会（月1回、随時） カウンセラーによる相談

4. 重大事態への対処

・重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

・発生時の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

・調査・報告

対策委員会を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。さらに、その調査結果を教育委員会に報告する。

・児童、保護者への報告

いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適宜適切に報告する。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

平成27年 2月
 平成28年 2月
 平成29年 2月
 平成30年 2月26日改定
 平成31年 2月
 令和 2年 2月

令和 3年 3月
令和 4年 3月25日改定
令和 5年 3月30日改定